

習志野市教育委員会会議録
(平成27年第3回臨時会)

- 1 期 日 平成27年8月5日(水)
仮庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時10分
- 2 出席委員 委 員 長 原 田 孝
委 員 梓 澤 キヨ子
委 員 古 本 敬 明
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 学校教育部長 市 瀬 秀 光
生涯学習部長 広 瀬 宏 幸
学校教育部参事 田久保 正 彦
学校教育部参事 早 瀬 登美雄
学校教育部次長 小 熊 隆
生涯学習部次長 井 澤 修 美
学校教育部副参事 小 宮 健
学校教育部副参事 竹 田 佳 司
教育総務課長 小野寺 良 夫
学校教育部主幹 小 平 修

4 議題

第1 議決事項

議案第36号 平成27年度教育費予算案（9月補正＜追加分＞）について

議案第37号 平成28年度使用教科用図書の採択について
（小学校、中学校及び特別支援教育の図書）

陳情第1号 教科書採択への陳情

第2 協議事項

協議第1号 習志野市いじめ防止基本方針（パブリックコメント案）について

5 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第3回臨時会の開会を宣言

原田委員長が

陳情第1号について、陳情提出者の氏名、印影及び住所については、習志野市情報公開条例第8条第1号の規定により、本会議の委員以外に公開しないことについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

「習志野市いじめ防止基本方針（パブリックコメント案）について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第36号及び議案第37号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

非公開部分の会議録について、議案第36号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、議案第37号は、教科用図書採択の業務が完了した後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

陳情第1号 教科書採択への陳情

（教育総務課）

事務局が陳情書を朗読

陳情の要旨

歴史・公民・地理などの分野で自由社か育鵬社の教科書を採択すること。

田久保学校教育部参事が参考意見として以下のとおり説明

教科書が採択されるまでの流れについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に従って説明する。

まず、文部科学大臣の検定に合格した教科用図書を一覧にした教科書目録が、各都道府県に送付される。その目録をもとに、千葉県において教科用図書の選定が行われ、千葉県の教科書目録が各採択地区に送付される。本市は、八千代市とともに葛南東部採択地区となっている。この採択地区内において、地区内の市町村教育委員会が、同一の教科書を採択するために協議する場として、国の法令及び通知に基づき、協議会を設置することとなっている。この習志野八千代合同の葛南東部採択地区協議会で、県から送られてきた教科書目録に載っている教科書について、教科・種目ごとに専門調査員が公平かつ適正に調査し、調査結果を葛南東部採択地区協議会で報告し、協議会委員が教科用図書を、教科・種目ごとに選定する。さらに、採択地区協議会の協議結果に基づき、各市の教育委員会は教科・種目ごとに教科用図書を採択することとなる、と説明

梓澤委員

参考意見の中で、教科書が採択されるまでの流れについては、義務教育諸学校教科用図書の無償に関する法律によって、その方法・手続きが定められているとのことであったが、教科書採択にあたって、国からは、その詳細について、別途、示されているものはあるのか、と質問

小宮学校教育部副参事

これまでに、文部科学省初等中等教育局長より、教科書採択に関する通知がなされている。その具体的な内容は、調査研究の充実に向けた条件整備を図ること、採択地区内の市町村教育委員会は、無償措置法第13条第4項の規定による協議の結果に基づいて、同一の教科書を採択する必要があること、適正かつ公正な採択手続きの確保を図ること、などである。このような中で、本市においては、八千代市と合同の協議会において適正かつ公正な採択手続きを確保し、選定を行っているところである、と回答

梓澤委員

本市は八千代市とともに葛南東部採択地区と定められ、協議会を設置して教科書の選定を行っているのであれば、本市のみで採択できるというものではないということか、と質問

小宮学校教育部副参事

繰り返しになるが、八千代市と同一の教科書を採択する必要がある、と回答

古本委員

教科用図書は、適正かつ公正な採択手続きにおいて採択されなければならないものであるということであれば、特定の者の教科用図書を採択するという陳情に関して、ここで審

議をすることは、採択方針に反すると思うので、本陳情に関しては、不採択とするべきと考えるが、いかがか、と発言

梓澤委員

同意見である、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、陳情第1号は賛成者なしで不採択となった。

協議第1号 習志野市いじめ防止基本方針（パブリックコメント案）について

(指導課)

小宮学校教育部副参事

習志野市がいじめ防止等への取り組みについては、教育委員会会議において、習志野市いじめ防止基本方針の策定及び習志野市がいじめ防止等の組織の設置について、これまで2回に亘り協議し、また、市長を交えての会議においても2回ほど協議した。そのうち、習志野市いじめ防止基本方針については、パブリックコメントを実施し、市民から意見をいただくことにしている。今回、習志野市いじめ防止基本方針の最終案をまとめたので、報告するものである。

まず、習志野市いじめ防止基本方針（案）については、表紙に表記してあるように、この方針を策定した主体が、市と教育委員会の両方であることを明示するために、「習志野市・習志野市教育委員会」というように、併記した箇所が何か所かある。次に、「1 はじめに」に「(3) いじめの禁止」を加えた。これは、国のいじめ防止対策推進法にも明記されているものであり、児童生徒に対し、いじめの禁止といじめを見過ごすことのないように訴えるものである。次に、「3 習志野市・習志野市教育委員会が実施すべき施策」において、「(1) 市が実施すべき基本的事項」、「(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項」とを分けて明記した。また、「(2) いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織」に、習志野市いじめ問題対策連絡協議会と教育委員会の附属機関の設置を明記した。「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」については、本市では、既存の組織である「青少年問題協議会」にいじめ対策の機能も持たせ、名称も「習志野市青少年問題・いじめ問題協議会」として設置する方向で進んでいるが、まだ検討中であるので、このような表現に止めている。同じく、教育委員会の附属機関についても、設置するという確認は取れているが、設置の方法については検討中であるので、このような表現に止めている。次に、「3 習志野市・習志野市教育委員会が実施すべき施策」の「(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項」については、教育委員会が実施すべき基本的事項として、「①相談体制の充実」、「②情報収集・提供体制の充実」、「③各学校に対するいじめ防止等の取り組みの推進」の3点を明記した。特に、習志野市特有の取り組みとして、「②情報収集・提供体制の充実」の中に、市内の市立小中学校・高校に共通のいじめアンケートを実施していること、「③各学校に対するいじめ防止等の取り組みの推進」の中に、各学校が策定している「学校いじめ基本方針」の点検と職員への周知を、毎年依頼していること、さらに、子ども自身の手によるいじめ防止の自主的な取り組みを推進していることを明記した。次に、「5 保護者及び市民の役割」として、児童生徒の保護者の役割と、市民の役割を明記し、すべての市民で

いじめ問題に取り組むことを呼びかけることとした。「6 重大事態への対処」の「(2) 調査の主体等」として、重大事態の発生時の調査は学校が主体となることが原則であるが、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断する場合や、調査により学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会において調査を実施することを述べ、その場合は、教育委員会の附属機関を活用すること、併せて、調査結果は速やかに市長に報告することを明記した。さらに、「(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び設置」の中では、市長は必要があると認める場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により再調査ができると述べている。市長部局に設置する再調査機関については、設置する方向で話が進んでいるが、まだ検討中であるので、このような表現に止めた、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

<議案第36号及び議案第37号は非公開。ただし、議案第36号については、平成27年8月28日をもって市長から議会へ提案されたため、議案第37号は、平成27年8月31日をもって業務が完了したため、会議録を公開とする。>

議案第36号 平成27年度教育費予算案(9月補正<追加分>)について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

本議案は、平成27年度9月補正予算案として、教育委員会会議にて議決後、市長に申し入れを行うものである。

歳出概要及び財源内訳について、幼稚園奨励費補助費は、申入れ額1千797万1千円であり、これは、私立幼稚園就園奨励費について、私立幼稚園に就園する幼児の数が当初の見込みより多いこと、及び、補助単価が当初予算時より増額となったことにより、予算不足が見込まれることから増額補正をするものである。なお、幼稚園就園奨励費補助事業は、私立幼稚園等に就園する園児の保護者の負担を軽減することを目的に、市民税額に応じて保育料などの減免措置を行うものである、と概要を説明

古本委員

当初予算の対象者見込み数より、補正後の対象者見込み数が、およそ130人弱多くなっているが、なぜこれほどの差が生じたのか、と質問

小平学校教育部主幹

当初予算の対象者見込みである1,490人については、昨年と同様の推移ということで積算した結果である。これに対して、本年度の申請実績人数が増えたことについては、まず、市内の私立幼稚園5園に就園する幼児が、昨年が1,126人であり、今年度が現時点で1,195人と、昨年に比べて69人増えており、これにより、市内の私立幼稚園に習志野市の子どもが就園する人数が増えたということが考えられる。もう一点、市内在住の子どもで市外の幼稚園に就園する人数について、昨年度は353人であったが、今年

度は8月時点で380人である。27人増加しており、市外の私立幼稚園に就園する幼児が増えたと考えられる。市内の私立幼稚園及び市外の私立幼稚園に通う子どもが増えたことで、当初予算時より対象者見込み数が増加したものである、と回答

古本委員

市立の幼稚園に通う園児は減ったということか、と質問

小平学校教育部主幹

市立幼稚園に通う園児数については、昨年の5月1日時点で992人、本年の5月1日時点で909人と、83人減少している。ただし、市内の私立幼稚園については、市内在住の園児の割合が徐々に増えており、平成25年度が68パーセントであったが、平成27年度は74パーセントになっている。私立幼稚園としてかなり力をいれて、習志野市の子どもを預かっていただけている結果であると考えている、と回答

古本委員

前回までの教育委員会会議の中では、保育園に通う子どもは増えているが、幼稚園に通う子どもは減っているという話であったが、その話と今回のことは逆に思える。私立幼稚園に通う子どもが増え、公立幼稚園に通う子どもが減っているという認識で良いのか確認させていただいた、と発言

原田委員長

私立幼稚園類似施設は対象外か、と質問

小平学校教育部主幹

対象外である、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第37号 平成28年度使用教科用図書の採択について

(小学校、中学校及び特別支援教育の図書)

(指導課)

小宮学校教育部副参事

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、学校教育法第34条及び第49条の規定による教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定され、さらに八千代市教育委員会行政組織規則第7条第1項第16号並びに習志野市教育委員会行政組織規則第7条第1項第16号に規定する、平成28年度中学校で使用される教科用図書及び特別支援学級で使用する一般図書を採択しようとするものである。本年度は、葛南東部採択地区協議会において、中学校で使用する16種目の文部科学省の検定を経た教科用図書と特別支援学級で使用する一般図書の調査や協議を行った。

調査研究は、「内容」「組織・配列」「表現」「造本」の4つの基本的な観点に立って行われ、平成27年7月28日(火)に開催した平成27年度第2回葛南東部採択地区協議会

において、それぞれの種目の研究調査委員から報告があった。報告後の協議会において、指導や学びの連続性、教科の特徴等を十分に考慮し、公正かつ公平に選定が行われた。

また、特別支援学級で使用する教科用図書については、文部科学省著作権の教科書及び学校教育法附則第9条の規定による、新たに県が採択した、一般図書7冊が選定された。

それでは、平成28年度に中学校で使用する教科用図書について、各教科用図書の発行者と選定理由を説明する。

国語は教育出版を選定した。総合的な学習の時間や他教科の学習への広がりやを考慮した今日的な題材が数多く設定されている点、表現の中で、資料が適切に配置され、領域ごとに見出しがつけられ活用しやすい点で適切と判断した。

次に、書写は教育出版を選定した。国語の授業との連携を重視し、学校生活に即した題材が提示されている点、他教科や日常生活に生かせるように配慮された教材が設定されている点、また色覚特性に配慮がなされたレイアウト、鮮明な図や写真などの見やすい工夫がされている点で適切と判断した。

次に、社会・地理的分野は東京書籍を選定した。学習過程が明確で、基礎基本の定着と思考力を培うことにより「確かな学力」が育まれるように配慮されている点、各地域の内容・手引・まとめのシートが用意され、学習内容の定着を図るための工夫がなされている点、話し合う活動を通して主体的な学習を促すような課題・視点が示されている点から適切と判断した。

次に、社会・歴史的分野は教育出版を選定した。知識・技能の習得に加え、資料活用を中心とした読解力の定着や、学習内容をもとにした表現活動に工夫が見られる点、写真資料が豊富で、小学校の既習人物と中学校の新出人物が区別され、主体的・系統的な学習を促す視点が示されている点から適切と判断した。

次に、社会・公民的分野は東京書籍を選定した。中学生が社会参画している写真やインタビューコラムを掲載し、社会参画への関心を高める工夫がされている点、要約や説明等の言語活動や今日的な課題の追求・まとめ方が具体的に示されている点から適切と判断した。

次に、地図は帝国書院を選定した。生徒が興味関心を持って学習できるようにイラストを配置し、基礎的基本的な知識・技能の習得が得られるように配慮されている点、学習課題を設定し、統計資料を掲載することで個別学習ができるように配慮されている点から適切と判断した。

次に、数学は啓林館を選定した。生活と関連させた問題を各学年で取り上げている点、教科横断の素材や問題が配置されており、道徳や伝統文化との関連が多く見られる点、「学習の進め方」の中の言語活動や、自由研究等のコーナーで主体的に学習の見通しを持てるよう工夫がされている点から適切と判断した。

次に、理科は大日本図書を選定した。日常生活との関連を重視し、理科学習の有用性を実感できるよう配慮している点、基本操作の記載欄が分かりやすく、観察・実験の紹介の次ページに結果が記載され、知識・技能の習得に配慮している点から適切と判断した。

次に、音楽（一般）は教育芸術社を選定した。生徒の興味関心を高め、多様な音楽体験ができるよう学習内容と教材が精選され配列されている点、小・中学校を通した9年間の学習内容の系統性や一貫性が確保され、基礎的な理解力や技能が確実に身につけられるよう配列されている点から適切と判断した。

次に、音楽（器楽合奏）は、教育芸術社を選定した。地域や学校の実態に対応した活動ができるように工夫されている点、ギター・リコーダー・和楽器のほかに身近な打楽器の

奏法等もコンパクトにまとめられており、実態に合わせた学習が展開できるように配慮されている点から適切と判断した。

次に、美術は開隆堂出版を選定した。生徒が創造的な活動の喜びを味わい、意欲的に学習に取り組めるよう配列されている点、学習の目標に対応した「学習の振り返り」が4観点で明示され、資料が効果的に配列されている点から適切と判断した。

次に、保健体育は東京書籍を選定した。みる・するスポーツ、東京オリンピックに関する口絵が取り入れられ、体力向上につながる資料も豊富に盛り込まれている点、食育、心の健康、運動時の安全等の課題を主体的に解決できるよう構成されている点、ユニバーサルデザインフォントが使用され、本文とキーワードで使用書体が区別され、見やすく工夫されている点から適切と判断した。

次に、技術・家庭（技術分野）は東京書籍を選定した。写真や絵が多用され作業手順が分かりやすい点、環境、消費者、伝統・文化、防災、情報モラルといった今日的な話題を意識しながら学習が進められるように配慮されている点、学習ごとの「目標」と「学習のまとめ」が、主体的な学習を用意している点から適切と判断した。

次に、技術・家庭（家庭分野）は東京書籍を選定した。自立と共生について3年間の学習内容を系統立てて取り組めるよう工夫されている点、文化の伝承や地域とのかかわりが深まるように工夫されている点、大判の写真や図表、イラストなどを豊富に盛り込み、視覚を通して生徒の学習意欲を引き出す工夫がなされている点から適切と判断した。

次に、英語は学校図書を選定した。英語によるコミュニケーション能力の育成と国際理解の基礎を養う内容である点、身近な話題から国際平和、人権、環境保全に関する題材まで、生徒の生活経験や興味関心に配慮された内容である点、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた色彩やレイアウトが取り入れられている点から適切と判断した。

続いて、平成28年度に特別支援学級で使用する教科用図書については、どの図書も発達段階に応じた配慮がなされており、児童生徒の実態に応じた工夫がされているとの報告を受け、文部科学省著作権の教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書の全てを選定した。

小学校の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償配置に関する法律第14条により、平成27年度と同一の教科用図書を使用することとなっている。

なお、9月1日に千葉県教科用図書選定審議委員名が公開され、また、審議会の資料については、千葉県の文書館において公開される。葛南東部採択地区協議会においても、9月1日以降、開示請求があった場合は、その請求に応じて公開することになる、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案どおり可決された。

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第3回臨時会の閉会を宣言